

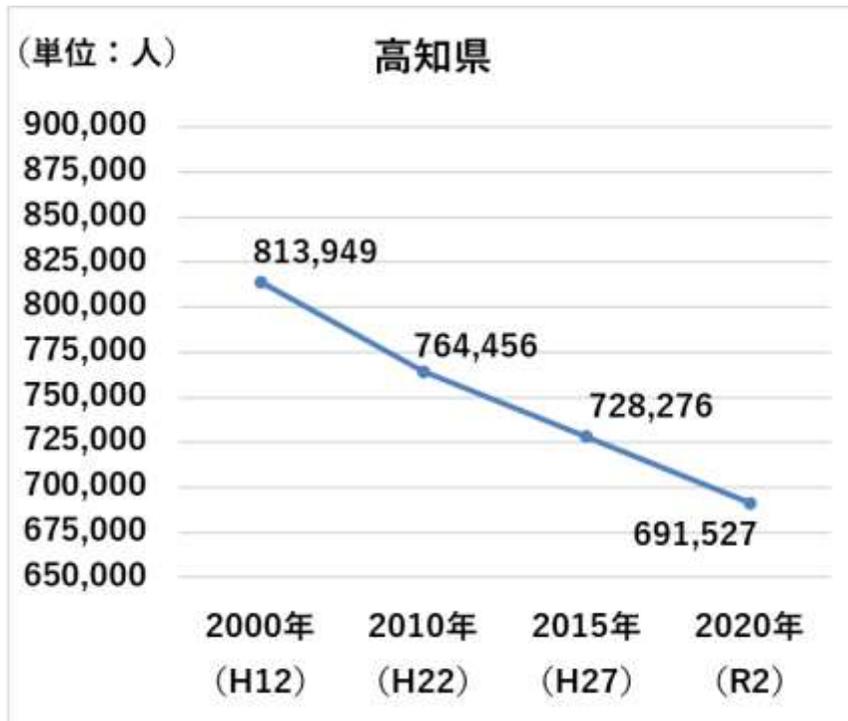
事前復興まちづくり計画 復興基本方針(素案)

—参考資料—

事前復興まちづくり計画－参考資料－

【市の現状整理・課題分析について】

人口の現状及び将来の見通し



出典：国勢調査

事前復興まちづくり計画—参考資料—

(参考) JR気仙沼線BRT専用大型自動運転バスの製作及び走行試験 国土交通省

- 次世代の公共交通を支える交通手段として、BRT専用大型自動運転バスを製作。
BRT区間での自動運転の実用化に向けて走行試験を実施 **▶ 自動運転レベル3認証取得を目指す**

自動運転レベル3：条件付自動運転(システムが全ての運転タスクを実施するが、システムの介入要求等に対してドライバーが適切に対応することが必要)

- 実施期間：
令和3年1月18日
～令和3年3月15日

- 走行区間：
気仙沼線BRT柳津駅
～陸前横山駅
(宮城県登米市 4.8km)

- 参画：
東日本旅客鉄道(株)、
先進モビリティ(株)、
愛知製鋼(株)、BOLDLY
(株)、京セラ(株)、
ソフトバンク(株)等



自動運転走行中



東日本旅客鉄道(株)プレス発表資料より抜粋

事前復興まちづくり計画－参考資料－

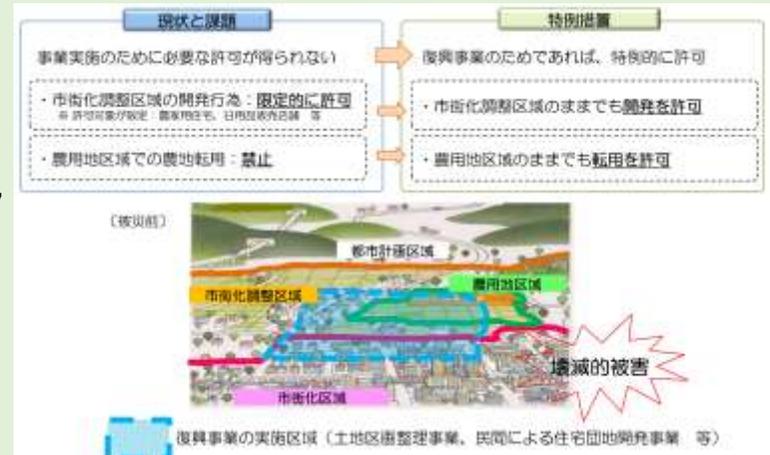
《参考》－市街化区域への編入－

市街化調整区域においては、都市計画法に基づき開発行為は原則認められていない。

また、農地の大部分は農用区域（農振法）が指定されており、農地転用基準（農地法）と合わせ、市街化区域よりも、土地利用の再編におけるハードルが高い。

本市は、現状は比較的コンパクトな市街地であるが、地形的制約等から、事前復興を進める際または発災後に、土地利用の再編を大規模に行うこととなり、進め方によっては市街地拡大のおそれがある。

東日本大震災の被災地では、津波の被災地域が市街化区域等の中心であったため、津波により浸水しないと想定される市街化調整区域における農地等の宅地転用が広範囲で行われた。



出典：「東日本大震災復興特別区域法資料（平成23年12月）」－内閣府－

早期復興に向けて、事前復興として、市街化調整区域を利用する可能性があるため、関係者間で協議の上、方向性を決めておくことが重要。

事前復興・発災後

市街化区域内で、居住用地の確保が困難（大規模な移転の場合）

・市街化調整区域内の、居住用地の確保が必要
・田畑や山間部の土地利用

津波の被害を受けないor頻度が低い＋一定浸水深以下の場所

・現地再建

【メリット】

- ・条件によっては、早期復興ができる
- ・集約したまちができる
- ・散々せず、地域コミュニティが継続できる

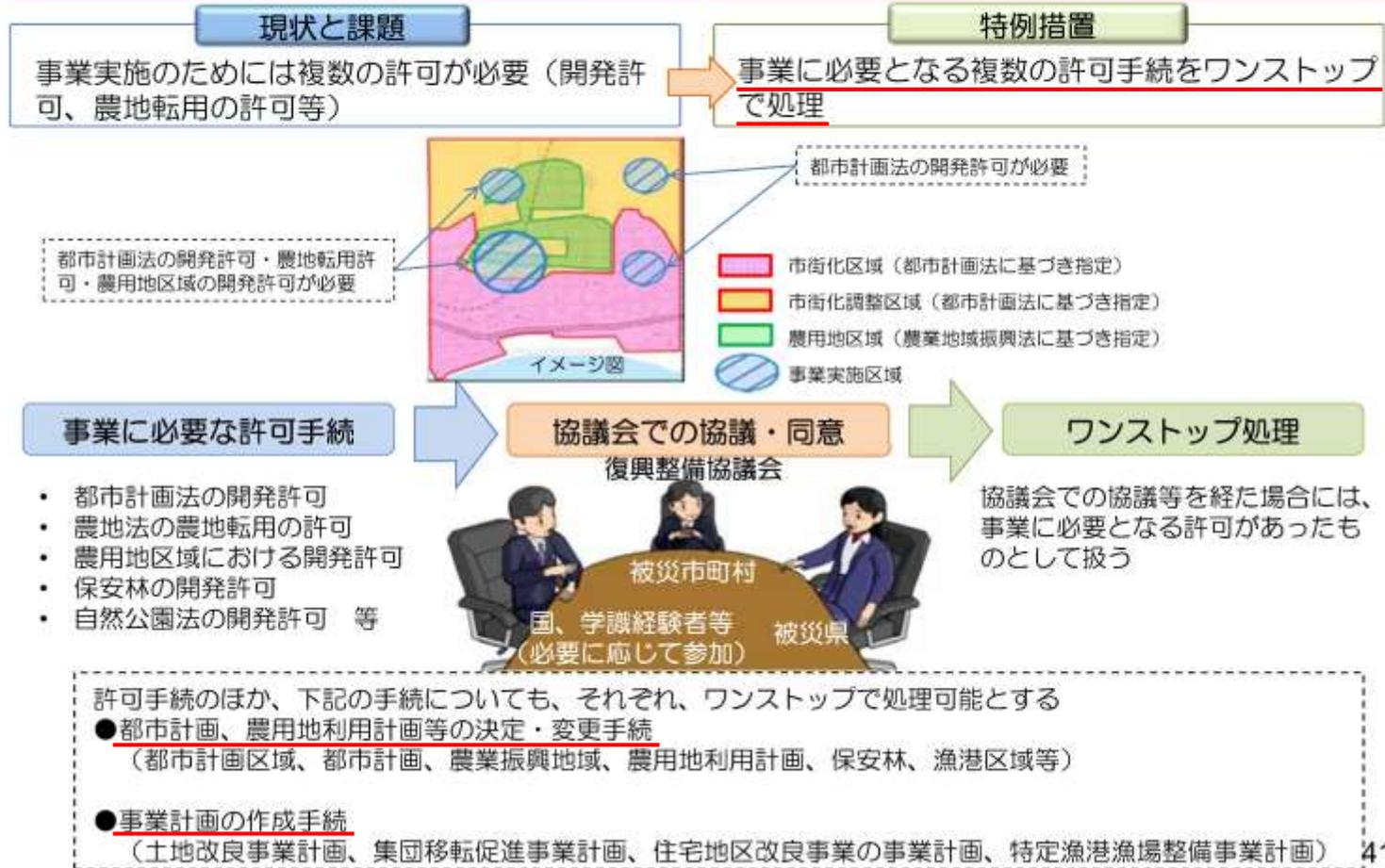
【デメリット】

- ・莫大な工事費用（高知市の負担は不明）
- ・市街地拡大により、将来的な自治体の負担が大きい
- ・復興に時間がかかる
- ・元地の土地利用制限の仕方が決まっていない

事前復興まちづくり計画－参考資料－

《参考》－東日本大震災における農業振興地域制度等－

事業実施に必要な許可手続のワンストップ化



事前復興まちづくり計画－参考資料－

《参考》－災害に強いまちとは－

災害に強いまちとは、住宅の耐震化や不燃化が進み、まちの基盤である街路を救急車や消防車がいつでも活動できるように整備し、地域の人々が活動するための公園・広場が確保され、緑化され、貯水槽など防災設備が整備されているようなまちですが、しかしそれだけでは万全ではありません。

阪神・淡路大震災でも、最も多くの被災者を壊れた住宅から救出したのは地域の人々です。被災後の生活でも支えあい、助け合ったのは地域の人々でした。

災害に強いまちとは、**街の施設や環境が安全で快適に整備**されていることと同時に、**地域の人々が助け合える(共助できる)ような関係が構築**されていることが不可欠です。

例えば、平成7年の阪神・淡路大震災においては、平成5年からまちづくり協議会が活動していた、神戸市長田区の野田北部区域では、行政とともに大国公園やコミュニティ道路の整備を進めていました。震災で発生した大火災はこの大国公園とコミュニティ道路で食い止められたのです。さらに、**震災後の復興にも野田北部まちづくり協議会を中心に神戸市と連携して復興に取り組むことができたので、神戸でも最も早く復興まちづくりが実現できたのです。**

同じ神戸市の真野地区は、昭和50年代からまちづくり活動を展開してきた有名な街でした。人々と地域の企業との日頃の交流のおかげで、震災時も住民と企業のバケツリレーなどの消火活動で火災を消し止めました。街の復興も震災前に進めていた街づくり活動をもとに、地域で力を合わせて取り組んできました。また、まちづくりの交流のおかげで全国からの応援もありました。その震災から復興までの地域活動の経験やノウハウを全国各地へ伝えています。

これらの取組は、街路や広場の整備といったハードな取組と、住民の活動によるソフトなまちづくりを総合的に展開している復興(そして防災)まちづくり活動のモデルとして、各地で参考にされています。

事前復興まちづくり計画－参考資料－

《参考》－各復興パターンの特徴－

■現地復興・再建のパターン

- ・地盤沈下により浸水範囲が排水不良となることに対する下水道管渠、側溝等の再整備，雨水ポンプの増強等
- ・再度の同等レベルまたは同等レベル以下においても，浸水被害を受ける可能性
- ・地盤を嵩上げした場合，生活者の日常の上がり下がり(階段等)の負担(バリア＝“高さ”を作ることにより浸水への対応が日常のバリアとなる)
- ・生活者の心的負担(地震発生＝津波)
- ・幹線道路等が現状に存在しないと，整備のタイミングが遅れる可能性(津波の影響を受けるということは津波を受けないところから最も遠いため，資材・機材の搬入が遅れる可能性)
- ・「一時的に逃げる」機能の整備・協定の締結(津波避難タワー，津波避難マンション等)

■移転復興・再建のパターン

- ・市街地の拡大に伴う都市基盤・生活基盤の維持・管理の増加
- ・移転元における住宅建築に対する規制，職住一致の生活から職住分離の生活とそれを支える道路ネットワークの整備
- ・移転元においても一定の土地利用を可能とするための都市基盤等の再整備の必要性
- ・移転先の移住地の適正な土地利用の管理(空き地・空き家の発生，移転先整備直後が最大の利用状態)
- ・生活者のコミュニティへの配慮
- ・予測が難しい整備規模(災害の範囲に伴う整備)

事前復興まちづくり計画－参考資料－

【復興方針(案)策定の背景－浸水深の設定をどうするのか－】

(参考) 住宅移転の目安

東日本大震災の調査結果では、浸水深**2.0m**以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下することが明らかとなっている。

東日本大震災の被災市町では、住宅の建築を禁止している区域の用途を、おおむね想定浸水深**2.0m**以上としている。

東日本大震災の被災市町		住宅の建築を禁止している区域（各市町HPより）
岩手県	宮古市	想定浸水深が 2.0m 以上の地点を含む地形地物により区画された区域
	山田町	想定浸水深が 2.0m 以上の区域
	大船渡市	想定浸水深が概ね 2.0m 以上
宮城県	岩沼市	想定浸水深が 2.0m を超える区域であり、著しく危険な区域
	山元町	想定浸水深が概ね 3.0m を超える地区

事前復興まちづくり計画－参考資料－

【被害想定】

1. 安全安心なまちの再生

M9, 最大震度7の地震が発生。沿岸部は津波により建物が倒壊し、流された状態。工場など堅牢な建物のみが残存している。中心市街地では長期浸水区域が発生し、当該区域内の庁舎や学校などの1・2階部分は浸水被害が出ている。

また、地震による構造物損壊や段差等により道路が寸断されるなど交通障害が生じている。

2. 住まいと暮らしの再建

沿岸部は津波により建物が倒壊し、流された状態。工場など堅牢な建物のみが残存している。中心市街地では長期浸水区域が発生し、当該区域内の庁舎や学校などの1・2階部分は浸水被害が出ている。道路・上下水道・ガス・電気等の公共インフラが機能しなくなっている。公共交通機関もストップしている。

3. なりわいの再生

店舗や工場などの事業系の施設が倒壊などの被害を受けている。

春野や高須など浸水区域内の農地は使用できなくなり、大きな影響が出ている。水産業も、漁港が使用不可となり甚大な影響が出ている。多くの事業所が浸水の影響を受けて、現地復興できなくなっている。

事前復興まちづくり計画－参考資料－

【被害想定】

4. 歴史・文化の保全と継承

高知城などの歴史的建造物や浸水区域内の文化財産は震災により大きな損傷を受ける可能性が高い。被災後は、生活再建が優先され、伝統的な祭りや行事を開催する余裕が無くなる。

5. 地域共生社会の実現

地域コミュニティの弱体化により、地域住民の交流や相互の見守り機能が失われ、必要な方に支援が届かなくなっている。

地域コミュニティの基盤が失われたことで、人の孤立化・孤独化が進んでいる。

事前復興まちづくり計画—参考資料—

2. 住まいと暮らしの再建

【地域特性とは】

高知市の地区のうち、津波浸水のおそれのある9地区のそれぞれの地域の特徴のこと。

海に面した地か内陸地かどうかといったような地理・地形の特徴, 予測されている被害想定等を十分に考慮する必要がある。
(防災士教本P.301)



事前復興まちづくり計画—参考資料—

2. 住まいと暮らしの再建

2. 平常時からの準備

2.4 建設事業者等との協定・発注準備

2.4.1 協定

- これまで、都道府県においては、社団法人プレハブ建築協会(以下、プレ協という。)との間で応急仮設住宅の建設の協力協定を結んできたところであるが、地元の建設業界団体等とも新たに協定を結ぶところが増えてきている。
- これら建設事業者については、それぞれの特性を踏まえ、災害規模等に応じて発注する必要があり、都道府県において予め発注の考え方を整理するとともに、協定において、仕様、供給方法、工期等についても整理しておくことが望まれる。

3. 災害時における対応

3.3 建設事業者の確定・発注

3.3.1 協定団体等との協議と発注

【被災都道府県】

- 協定に基づく(社)プレハブ建築協会、地元建設事業者団体、もしくは公募事業者等に対し、それぞれ予定戸数の提示と建設事業者の斡旋要請を行う。
- 候補用地について、協定団体の協力を得つつ現地確認を行う。
- 確定した用地について、協定団体等に配置計画等の提案を求め、その内容を確認する。
- 協定団体から斡旋を受けた建設事業者等に、用地と配置計画案を示し、工期予定、見積もり等を徴収し、建設指示(発注に相当)を行う。
- なお、これらの配置計画等の作業する上では、現地確認や設計作業等が必要となるため、地域の建築士事務所協会等に作業協力を依頼し、連携して実施することも考えられる。
- 複数の市町村において被害が生じている場合、原則、準備が整った順に着工すべきものと考えられる。この場合、被害が大きく準備が遅れる市町村における建設が後回しになる可能性があるが、遅くとも一定期間内に必ず建設すること、応援職員を派遣すること等を説明し、理解を得ることが望まれる。

3. 災害時における対応

3.4 用地の確定

3.4.1 候補用地リストの確認

【被災都道府県】

- 被災都道府県で用地を担当する者は、災害発生後ただちに把握される被災の情報と候補用地リストを突合し、被災による各用地の使用可能性の検討、地域別及び全体としての推計必要戸数の充足状況を確認する。
- 用地については、市町村が主体的に選定することとされており、災害時の被災市町村の体制の脆弱性に鑑み、都道府県等が用地選定の支援を行う。

【被災市町村】

- 市町村は、候補用地リストの被災状況、使用可能性の確認を行う。
- 予め想定された候補地では不足する場合、準ずる優先度の用地の確認を行う。

【国土交通省】

- 国土交通省は、市町村の用地の調査等に、必要に応じUR都市機構や他の自治体等の応援職員を派遣する調整を行う。

3.4.2 用地の確定

【被災都道府県】

- 被災都道府県は、協定団体等の協力を得て要請を受けた建設用地の確認を行い、用地として確定する。

【被災市町村】

- 被災市町村は、候補用地を確認し、住民の意向等を聴取もしくは想定し、被災都道府県に建設を要請する。

出典:「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」(平成24年5月 国土交通省)

事前復興まちづくり計画—参考資料—

2. 住まいと暮らしの再建

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

事前復興まちづくり計画－参考資料－

◀ 参考 ▶ ー事業者向けの復興支援事業(復興庁)ー

■新商品開発や新規事業の立ち上げ, 販路開拓, 生産性向上等の支援

- ・地域復興マッチング「結の場」
- ・被災地域企業新事業 ハンズオン支援事業
- ・専門家派遣集中支援事業
- ・復興庁クラウドファンディング支援事業
- ・産業復興事例集の発行
- ・政策調査官(企業連携推進室)

■新しい産業の創造・産業の復興

- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)
- ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

事前復興まちづくり計画－参考資料－

《参考》－事業者向けの復興支援事業(中小企業庁 1/2)－

■資金繰り支援

- ・被災中小企業への資金繰り支援(政策金融)【財政投融資】
- ・マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】
- ・被災中小企業への資金繰り支援(信用保証)

■二重債務問題対策

- ・「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援
- ・再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

■工場等の復旧への支援

- ・中小企業組合等協同施設等災害復旧事業
- ・施設・設備の復旧・整備に対する貸付け
- ・仮設工場・仮設店舗等整備事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】
- ・なりわい再建支援事業
- ・なりわい再建資金利子補給事業
- ・中小企業等グループ補助金(なりわい再建支援事業)
- ・地方公共団体による地域企業再建支援事業
- ・事業復興型雇用確保事業

事前復興まちづくり計画－参考資料－

《参考》－事業者向けの復興支援事業(中小企業庁 2/2)－

■防災・減災対策

- ・中小企業強靱化対策事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】
- ・中小企業等経営強化法(事業継続力強化計画)
- ・中小企業防災・減災投資促進税制【税制】
- ・社会環境対応施設整備基金(BCP融資)【財政投融資】
- ・中小企業BCP(事業継続計画)普及の促進
- ・小規模事業者支援法による事業継続力強化支援計画の推進

■その他の対策

- ・特別相談窓口等の設置
- ・中小企業電話相談ナビダイヤルの実施
- ・特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)
- ・中小・小規模事業者の事業再開等支援事業
- ・輸送等手段の確保支援事業
- ・人材確保支援事業
- ・6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業
- ・地域の伝統・魅力等の発信支援事業
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

事前復興まちづくり計画—参考資料—

3. なりわいの再生

東日本大震災の被災市町では、市有地や借受けた民有地において、仮設の店舗等を整備している。仮設用地として、商店等については、津波が再来する土地を避け、高台の仮設住宅等に近接させて整備し、漁業関連施設については、沿岸部に一部整備しているものも見られる。

仮設商店街・店舗 No. 2

陸前高田を再び元気に！陸前高田1号仮設店舗開業 ～『陸前高田元気会』～

【岩手県陸前高田市米崎町字松峰地区】

名称	陸前高田元気会
所在地	岩手県陸前高田市米崎町字松峰 92-1、93-1、95-1、96-1、92-1、92-5
種別	仮設店舗兼事務所
延床面積	1,041㎡
入居者	弁当・仕出料理製造、冠婚葬祭会館、ヤマザキショップ、スポーツ用品店、理容・美容店、学習塾、コインランドリー・クリーニング取次店、中華料理店、生花・葬儀店
区画数	11区画
建物構造	軽量鉄骨造 1階建て2棟、軽量鉄骨造 2階建て1棟
事業開始	平成23年7月20日
完成	平成23年10月19日
供用開始	平成23年11月1日(商店街オープン)

岩手県陸前高田市は、地震と津波により平坦な市街地が壊滅的被害を受けた。各商店街も例外ではなく全ての店舗、施設が流失し、商業・サービス機能が全て消失した。陸前高田市は、再利用の難しい平坦地を避けて、再び津波で被災することのない高台に位置する民有地等を借受けて、中小機構に多数の仮設施設整備を要望した。
このうち、米崎町字松峰では、9店舗が集入居する仮設施設を計画し建設工事を進めていたが、平成23年10月19日に建物工事が完成。本仮設施設は、11月1日に入居する事業者で構成する「陸前高田元気会」が開業セレモニーを実施し、仮設商店街がオープンした。



仮設工場・事務所 No. 8

仮設魚市場の整備により地域産業の復興を目指す ～『田野畑村島越地区 | 仮設事業所』～

【岩手県田野畑村島越地区】

名称	田野畑村島越地区 仮設事業所
所在地	岩手県下閉伊郡田野畑村島越104番地2
種別	仮設市場、事務所及び倉庫
延床面積	1,085㎡
入居者	田野畑村漁業協同組合
区画数	3区画
建物構造	軽量鉄骨造 1階建て3棟
事業開始	平成23年8月31日
完成	平成23年12月27日
供用開始	平成23年12月28日

岩手県田野畑村島越地区は、県内唯一の第4種漁港である島の越漁港があり村水産業の拠点となっていたが、東日本大震災により多くの水産関連施設が壊滅した。田野畑村では事業用仮設施設のほか、漁業の早期復旧のため、被災した市場等施設や漁業者のための加工場、倉庫の建設を中小機構に要望した。
そのうち、魚市場を中心とした施設については、平成23年8月31日に仮設施設整備事業を開始し、平成23年12月27日に完成した。
その後、魚市場では平成24年1月4日に新年の初競りが行われた。



3. なりわいの再生

【6次産業化とは 農林水産省HPより】

「6次産業化」とは、農林漁業者(1次産業)が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得(収入)を向上していくことです。

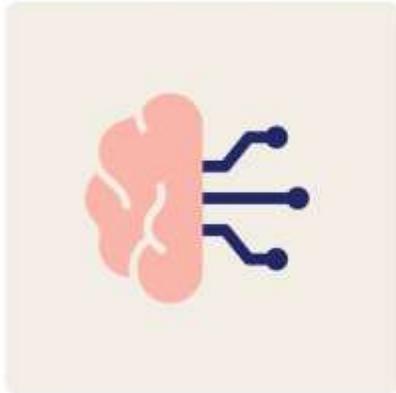
生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものです。

「6次産業」という言葉の6は、農林漁業本来の1次産業だけでなく、2次産業(工業・製造業)・3次産業(販売業・サービス業)を取り込むことから、「1次産業の1」×「2次産業の2」×「3次産業の3」のかけ算の6を意味しています。

3. なりわいの再生

【デジタル技術の取組み例】

6. AI活用及びデータ戦略を踏まえた取組を推進する



1. AI活用に係る取組
2. 包括的データ戦略の推進と今後の取組

8. 事業者向け行政サービスの利便性を高める



• e-Govの拡充/GBizIDの普及/Jグランツの刷新/中小企業支援のDX推進/政府調達におけるスタートアップ支援

お出かけ先とともに親子の体験を変える

いこーよ

By アクトインディ株式会社

平成30年10月24日版

防災
減災

少子
高齢

産業
創出

防犯
医療
教育

「家族のお出かけを楽しく」をコンセプトに、全国66,000カ所以上のお出かけスポットやイベント検索と、お出かけスポットのロコミ投稿・共有ができるサービスです。

(2008年 サービス開始)

現在地周辺からもしくは目的地周辺のお出かけ先スポットを表示



カテゴリ別の検索も可能



いこーよ 誕生の キッカケ

- 子ども連れでお出かけする時に、子どもが騒いで周りに迷惑をかけていないか等、気を使う家族が多いという課題を解決したい
- 子どもとどこにどんなお出かけをしたいのかわからないという悩みにも応えたい
- 家族のお出かけや会話が増えることで子どもの笑顔が増え、それにより明るい社会を作りたい



いこーよでこう 変わった！

- 家族でお出かけするスポットとイベント情報を数多く提供。
- マップ上で気になるお出かけスポットをタップするだけで、スポット情報やロコミ、クーポン等まとめて閲覧できる。
- 現在地からの経路をナビで表示、お出かけがぐっと楽に。
- ロコミ投稿は子育て層同士の情報交換の場にもなっている。
- 知らなかった遊び場がわかる、ロコミが参考になる、クーポンがお役立ち、自分の住む地域のいいところを再発見したなど、ユーザーからも好評価。



出典:「デジタル社会の実現に向けた重点計画(デジタル庁)」

事前復興まちづくり計画－参考資料－

4. 歴史・文化の保全と継承

(歴史的建造物)高知市における国指定の主な文化財



高知城



旧山内家下屋敷長屋



土佐神社本殿, 幣殿
及び拝殿



土佐神社楼門



朝倉神社本殿



旧関川家住宅



竹林寺本堂



竹林寺書院

参考) [文化財 | 高知県庁ホームページ \(kochi.lg.jp\)](http://kochi.lg.jp), [民権・文化財課 - 高知市公式ホームページ \(city.kochi.kochi.jp\)](http://city.kochi.kochi.jp)

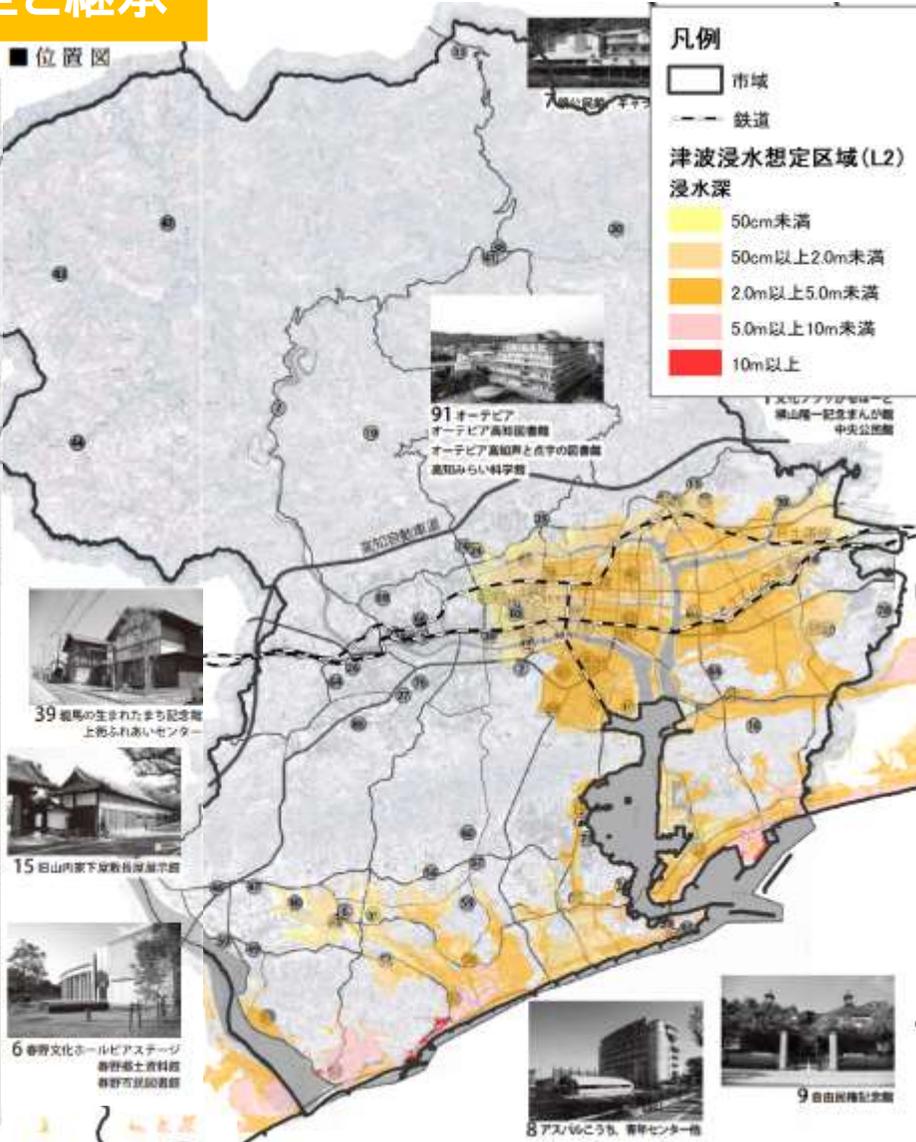
事前復興まちづくり計画—参考資料—

4. 歴史・文化の保全と継承

■ 一覧表

No.	施設名	No.	施設名
1	ふたアサのまちづくりセンター	48	春野山荘別荘別荘
2	春野山荘別荘別荘	49	春野山荘別荘別荘
3	春野山荘別荘別荘	50	春野山荘別荘別荘
4	春野山荘別荘別荘	51	春野山荘別荘別荘
5	春野山荘別荘別荘	52	春野山荘別荘別荘
6	春野山荘別荘別荘	53	春野山荘別荘別荘
7	春野山荘別荘別荘	54	春野山荘別荘別荘
8	春野山荘別荘別荘	55	春野山荘別荘別荘
9	春野山荘別荘別荘	56	春野山荘別荘別荘
10	春野山荘別荘別荘	57	春野山荘別荘別荘
11	春野山荘別荘別荘	58	春野山荘別荘別荘
12	春野山荘別荘別荘	59	春野山荘別荘別荘
13	春野山荘別荘別荘	60	春野山荘別荘別荘
14	春野山荘別荘別荘	61	春野山荘別荘別荘
15	春野山荘別荘別荘	62	春野山荘別荘別荘
16	春野山荘別荘別荘	63	春野山荘別荘別荘
17	春野山荘別荘別荘	64	春野山荘別荘別荘
18	春野山荘別荘別荘	65	春野山荘別荘別荘
19	春野山荘別荘別荘	66	春野山荘別荘別荘
20	春野山荘別荘別荘	67	春野山荘別荘別荘
21	春野山荘別荘別荘	68	春野山荘別荘別荘
22	春野山荘別荘別荘	69	春野山荘別荘別荘
23	春野山荘別荘別荘	70	春野山荘別荘別荘
24	春野山荘別荘別荘	71	春野山荘別荘別荘
25	春野山荘別荘別荘	72	春野山荘別荘別荘
26	春野山荘別荘別荘	73	春野山荘別荘別荘
27	春野山荘別荘別荘	74	春野山荘別荘別荘
28	春野山荘別荘別荘	75	春野山荘別荘別荘
29	春野山荘別荘別荘	76	春野山荘別荘別荘
30	春野山荘別荘別荘	77	春野山荘別荘別荘
31	春野山荘別荘別荘	78	春野山荘別荘別荘
32	春野山荘別荘別荘	79	春野山荘別荘別荘
33	春野山荘別荘別荘	80	春野山荘別荘別荘
34	春野山荘別荘別荘	81	春野山荘別荘別荘
35	春野山荘別荘別荘	82	春野山荘別荘別荘
36	春野山荘別荘別荘	83	春野山荘別荘別荘
37	春野山荘別荘別荘	84	春野山荘別荘別荘
38	春野山荘別荘別荘	85	春野山荘別荘別荘
39	春野山荘別荘別荘	86	春野山荘別荘別荘
40	春野山荘別荘別荘	87	春野山荘別荘別荘
41	春野山荘別荘別荘	88	春野山荘別荘別荘
42	春野山荘別荘別荘	89	春野山荘別荘別荘
43	春野山荘別荘別荘	90	春野山荘別荘別荘
44	春野山荘別荘別荘	91	春野山荘別荘別荘
45	春野山荘別荘別荘	92	春野山荘別荘別荘
46	春野山荘別荘別荘	93	春野山荘別荘別荘
47	春野山荘別荘別荘	94	春野山荘別荘別荘

■ 位置図



【浸水想定区域内の施設数】
47箇所

5. 地域共生社会の実現

【自主防災組織とは】

地域の住民同士が話し合い、いざというときに避難の呼びかけ・誘導、救出、救助、初期消火、避難所の運営などを行うために自主的に組織するものである。

総務省消防庁の「自主防災組織の手引き-コミュニティと安心・安全なまちづくり-」(平成29年3月)には次のように示されている。

自主防災組織とは、「**自分たちの地域は自分たちで守る**」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「**住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織**」(第2条の2第2号)として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。

自主防災組織が取り組むべき活動については、災害の種別、地域の自然的、社会的条件、住民の意識等が、地域によって様々であることから、活動の具体的範囲及び内容を画一化することは困難である。よって、各市町村において地域の実績に応じた組織の結成が進められることが必要である。自主防災組織は、地域において「共助」の中核をなす組織であるため、**自治会等の地域で生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として結成・運営されることが望ましい。**

5. 地域共生社会の実現

【地域との学校の地域コミュニティを学ぶ機会】

高知市の学校教育において、社会への参画態度を養う学習を通じ地域コミュニティを学ぶ機会を設ける取組を行っている。

地区	具体的な取組
青柳中	たるみ池の清掃
西部中	土佐道路での花植え
南海中	防災計画